

# 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの感染性廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

この仕様書は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「甲」という。）が委託する感染性廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分業務を受託する者（以下「乙」という。）が行う業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じて簡易なものについては、当仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行うものとする。

## 1 目的

甲から排出される廃棄物の収集運搬及び処分を行うことにより、衛生的環境を維持し、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## 2 排出事業者の所在地、名称、年間排出予定量及び廃棄物の概要

栃木県宇都宮市陽南4丁目9番13号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 168,000 kg

また、甲から排出される廃棄物の分別形態及び使用容器は、別表1及び2による。

## 3 業務委託期間

2026年4月1日～2029年3月31日

※なお、この契約は複数年契約として実施する。そのため、契約締結に当たっては、甲の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は、削除されたときに契約を変更または解除できる旨の特約を附す。

## 4 業務内容

乙又は乙が処分施設を有していない場合の運搬先の処分業者（以下「乙等」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令を遵守し、廃棄物の収集運搬・処分を次のとおり行うものとする。

### (1) 収集運搬業務

#### ① 作業内容

ア 甲の廃棄物集積所での分別形態ごとの計量（容器重量を含む。）

イ 甲の廃棄物集積所からの搬出

ウ 中間処理場への廃棄物の運搬搬入

なお、中間処理場への搬入は、甲からの搬出日に行うものとし、積み替えは、法に基づく許可を有している場合は認める。

#### ② 収集日

原則として週3回の定期回収とする。

なお、具体的な曜日等については甲と協議すること。また、必要があれば回収日の増加を要請する場合がある。

#### ③ 作業時間

原則として午前8時30分から午後5時までの間で、甲と協議した時間。

## (2) 処分業務

### ① 作業内容

搬入された廃棄物（別表1）の処分（中間処理を含む。）

### ② 廃棄物の分別形態

別表2による。

## 5 乙等の責務

- (1) 乙等は、甲の名誉を重んじ、これを毀損しないように努めなければならない。
- (2) 乙等は、甲で知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、乙等及びその業務従事者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 乙等は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては、懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたらる言動があつてはならない。
- (4) 乙等は、業務従事者に対して受託業務上必要となる教育訓練を実施し、業務履行に支障を来たさないように万全を期さなければならぬ。
- (5) 乙等は、甲の集積所を常に清潔にし、廃棄物等が散乱していることがないよう十分注意すること。
- (6) 乙等は、運搬には十分注意し、運搬途中の路上等に廃棄物が落下、散乱することがないように十分注意すること。
- (7) 乙等は、収集運搬及び処分業務とも廃棄物処理法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、水質汚濁防止法等による規制を遵守すること。

## 6 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は、別表2の容器等も含めてすべて乙等の負担とする。
- (2) 業務実施に要する施設、電力、水道の費用は甲の負担とする。

## 7 再委託の禁止

乙等は、委託業務を自ら行うものとし、他の者に委託してはならない。

## 8 業務実績の報告

### (1) 収集運搬業務

- ① 乙は、廃棄物を産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理し、運搬終了後に当たっては、運搬終了票（B2票）を、速やかに甲に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストシステムを利用する場合は除く。
- ② 乙は、毎月の業務完了後10日以内に、マニフェストの数量を基に実績報告書（別紙1）を甲に提出しなければならない。

### (2) 処分業務

- ① 乙等は、廃棄物を産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理し、処分終了後に当たっては処分終了票（D票・E票）を速やかに当該甲に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストシステムを利用する場合は除く。

## **9 委託料の請求**

乙は、実績報告書に基づき、前月の委託業務完了後 10 日以内に甲に請求書を提出しなければならない。

なお、甲は、適正な請求書を受理した後、30 日以内に委託料を支払うものとする。

## **10 個人情報の取り扱い留意事項**

- (1) 乙等は、栃木県個人情報保護条例第 12 条を遵守しなければならない。
- (2) 乙等は、個人情報の運搬を行うとき、その過程で個人情報が紛失等することができるよう確実な措置を講じること。
- (3) 条例に違反した場合には、当該条例の規定に基づき処罰される場合がある。
- (4) その他個人情報の適正な取扱を確保するため別途指示する事項がある場合は、その事項を遵守しなければならない。

## **11 その他**

- (1) 乙が処分施設を有していない場合、契約は甲と乙のほか、甲と処分業者との契約となるので、乙は甲と処分業者が結ぶ契約の仲介をすること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度甲と乙等とが協議し、文書により取り決めるものとする。